

## 長崎短期大学研究データの取扱い等に関する内規

### ( 目的 )

第 1 条 この内規は、長崎短期大学における研究データの保存及び開示について、必要な事項を定める。

### ( 研究データ )

第 2 条 この内規において、「研究データ」とは、論文等の成果発表の根拠となった資料及び試料をいう。

### ( 保存責任者 )

第 3 条 研究データの保存責任者は、次の各号に定めるとおりとする。

個人研究 研究者本人

共同研究 ( 学生・専攻科生を含む。 ) 研究成果をとりまとめる研究者

### ( 保存期間 )

第 4 条 研究データの保存期間は、次の各号に定めるとおりとする。

資料 ( 文書、数値データ、画像等 ) は、原則として、論文等の成果発表後 10 年間。

試料 ( 実験試料、標本等 ) は、原則として、論文等の成果発表後 5 年間。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの ( 5 年を経る前に消滅する、又は廃棄等が必要なもの ) についてはこの限りでないが、その場合においては、当該成果の追試又は再現を行うために必要なデータをできる限り保存するよう努めるものとする。

### ( 匿名化 )

第 5 条 個人情報を含む研究データは、匿名化して保存するものとする。

### ( 開示 )

第 6 条 保存する研究データは、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、必要に応じ開示しなければならない。

### ( 改定 )

第 7 条 この内規の改定は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

### ( 事務 )

第 8 条 この内規に関する事務は、総務・会計課が行う。

附 則

この内規は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 2 9 年 6 月 1 日から施行する。